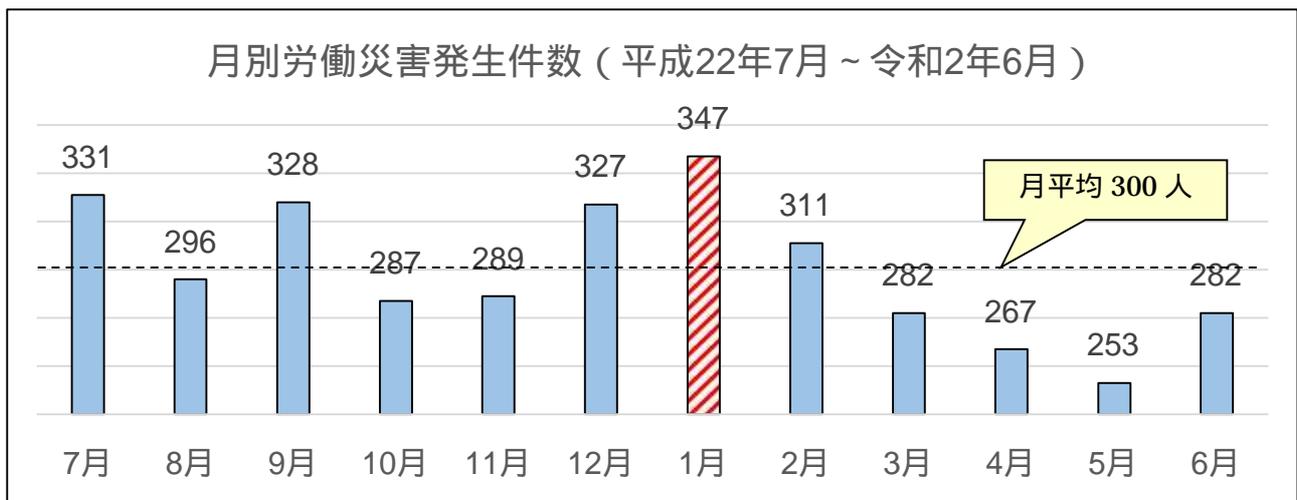


松本労働基準監督署 令和2年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。特に寒さが厳しくなる1月前後は予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も令和2年12月1日から令和3年2月28日までの期間に「令和2年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

各職場におかれましては、事業場内外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、笑顔の新年に向け、労働災害防止にとりくまれるよう要望します。



◆1月は災害多発月!!

過去10年間（平成22年7月から令和2年6月まで）に発生した労働災害を発生月別で見ると1月が最も多く、347人が被災しています。

新しい年を迎えるにあたり以下の事項を積極的に実施することにより、まずは1月を労働災害ゼロに収め、ひいては令和3年をゼロ災害の年としていただくよう期待します。

◆冬季労働災害第1位「転倒災害」

当署管内において冬季間（12月～2月）に最も多く発生した災害は「転倒災害」で、災害全体の35.1%が転倒災害です。（年間では23.8%）

各事業場においては、通路の安全が確保されているか、職場周辺に危険な凍結箇所はないか等、入念なチェックをお願いします。

◆冬季労働災害第2位「墜落・転落災害」

建設工事現場等における高所からの墜落・転落災害のみならず、設備作業・清掃作業・棚卸作業等における「梯子や脚立等」からの墜落・転落災害が多発しています。

高所で作業する場合は、墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用を徹底しましょう。

梯子や脚立を用いる場合は、正しい使用方法を確認し、これを遵守してください。

◆冬季労働災害第3位「動作の反動・無理な動作災害」

作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」が多発しています。冬季間は身体が冷えて硬くなりがちであることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操等のストレッチを必ず行い、作業場所の温度を適温に保つことや、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

◆冬季労働災害第4位「はさまれ・まきこまれ災害」

機械設備の点検・清掃時等に、機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合や、ゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

◆冬季労働災害第5位「交通事故災害」

積雪や凍結路面等でのスリップ事故防止のための「NO3急（ノーサンキュー）運転」（急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わない）を心掛けさせるなど、冬季安全運転に関する教育を実施しましょう。

◆暖房器具等による「火災」に注意!!

昨シーズン、当署管内において暖房器具付近にスプレー缶を放置したことによる爆発火災災害が発生しています。暖房器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物や爆発の危険があるもの等は絶対に放置しないよう厳に注意しましょう。

◆事業場実施事項

本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。

労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、必要な知識を付与する。

凍結・積雪による転倒災害の防止

除雪機械等による労働災害防止対策を講ずる。

建設工事現場における積雪を原因とした労働災害防止対策を講ずる。

スリップ等による交通労働災害防止対策を講ずる。

山間部等での作業においては雪崩災害防止対策を講ずる。

暖房器具等による一酸化炭素中毒防止対策を講ずる。

新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を講ずる。

